

発議第 2 号

見附市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

見附市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

見附市議会議会運営委員会

委員長 佐野 勇

見附市議会議員定数条例の一部を改正する条例

見附市議会議員定数条例（平成 1 4 年見附市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 7 人」を「1 5 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の見附市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。